

令和元年9月18日

医薬品開発の推進に向けた今後の検討体制について

1. 経緯及び目的

平成25年4月、国内の基礎研究を企業による実用化につなげることを目的とした「創薬支援ネットワーク」(以下、「同ネットワーク」)を関係府省・関係機関が連携して構築するため、創薬支援ネットワーク協議会(以下「協議会」)が設置された。

本協議会では、同ネットワークの活動現状を定期的に把握するとともに、アカデミアシーズの実用化に向けて求められる取組等についての検討を行った(計16回開催)。その結果、同ネットワークでは、当初掲げた「2020年までに5件の導出」という目標に対して、2019年9月現在、計8件の導出を達成することができた。

一方で、AMEDは同ネットワークに限らず、様々な創薬に関する事業を支援している。また、医薬品の実用化においては同ネットワークのスコープである標的検証～前臨床以外にも、臨床研究やレギュラトリーサイエンス、産業連携など幅広い領域における取組や連携が必要となる。

このため、今後は、同ネットワークで得られた知見・経験を活かしつつ、医薬品開発全般に関して検討できる体制を構築する。

2. 今後の予定

(ア) 検討体制

国内の幅広い創薬活動の推進に向けた検討体制を構築するため、現在の「創薬支援ネットワーク協議会」を廃止し、新たに健康・医療戦略推進会議の下に「医薬品開発協議会」を設ける。

新たに設ける協議会の設置時期は、次期戦略が開始する2020年4月を目途とする。

メンバーについては、創薬に関する幅広い取組につき議論するため、アカデミア、産業界、PMDA等から選出する。

個別課題についての検討が必要な場合は、適宜ヒアリングを行う。

事務局は内閣官房健康・医療戦略室及び本協議会の設置目的に関係の深い省庁である厚生労働省の共同事務局とする。

(イ) 主な検討事項

主な検討事項としては、医薬品PJの重点領域、AMED事業のフォローアップ、産業界との連携、環境整備(規制、人材、データ利活用等)等とする。